

令和5年度 第2回川崎市建築審査会（公開用）

開催日時	令和5年5月22日（月） 午後2時00分～午後2時50分	
開催場所	第3庁舎15階 第1・第2会議室	
出席者	委員	田村会長、大村委員、関口委員、本橋委員、黒川委員
	幹事	建築指導課 工藤課長、建築審査課 佐々木課長
	特定行政庁	指導部 関山部長 建築指導課 宍戸担当係長
	関係人	神奈川県教育委員会教育局 教育施設課 鳴海課長代理、藤野主査、安達技師
	事務局	まちづくり調整課 齊藤課長、小田部担当課長、大瀬担当係長、福田担当職員
議題	<p>1 議事</p> <p>許可の同意（公開） 議案第3号 場所 宮前区万有馬三丁目30番1の一部 建築物の用途 高等学校の屋根付きの歩道橋（道路上空の渡り廊下） 許可条項 建築基準法第44条第1項第4号</p> <p>2 報告（公開） 包括同意基準による建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可</p> <p>3 審査請求（幸区古市場）に関する協議（非公開）</p> <p>4 その他（公開）</p>	
傍聴人の数	—	
発言の内容	別紙のとおり	

令和5年度 第2回川崎市建築審査会議事録（摘録）

日時：令和5年5月22日（月）

午後2時00分から午後2時50分

場所：第3庁舎15階第1・第2会議室

（司会）定刻でございますので、ただいまより、令和5年度第2回川崎市建築審査会を始めさせていただきます。

本日、皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。私は、当審査会の事務局で進行を務めさせていただきます、まちづくり局まちづくり調整課長の齊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、7名中5名の委員の出席をいただいております、定足数となる過半数を満たしておりますことから、審査会が成立しておりますことを、まずは御報告いたします。

なお、本日の審査会におきましては、引き続き幹事を中心に、市側の出席者の調整をさせていただきます。あらかじめ御理解いただきたく存じます。

それでは、田村会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

（田村会長）それでは、本日の内容について、事務局から説明をお願いします。

（司会）はい。本日、御審議いただきます内容でございますが、お手元の次第を御覧ください。

本日は、次第1は、許可の同意案件、次第2は、報告案件、次第3は、幸区古市場の審査請求についての裁決協議を予定しております。このうち、次第3の審査請求案件は非公開となりますが、他の議題は公開となります。事務局からは、以上です。

（田村会長）それでは、議事に入りたいと思います。

（司会）はい。それでは、次第1の議案審議に入らせていただきます。

議案第3号「建築基準法第44条第1項第4号」の規定に基づきます、許可同意案件につ

いてとなります。

(司会) 会長。関係人として神奈川県教育委員会教育局教育施設課から3名の出席を希望されておりますが、入室させてよろしいでしょうか。また、傍聴希望者は現在のところございませんが、途中で傍聴希望者が来られた場合は、入室させてよろしいでしょうか。

(田村会長) 許可します。

— 関係人3名入室 —

(司会) はい。それでは、説明は、建築指導課 宍戸担当係長からお願いします。

(建築指導課 宍戸担当係長) はい。それでは、議案第3号の許可申請について、御説明いたします。

はじめに、申請地の位置でございますが、スクリーンを御覧ください。申請地は宮前区有馬三丁目で、赤いポイントで示した位置でございます。

本計画は、道路によって隔てられた校舎と体育館及びグラウンドを行き来するために、道路の上空に設ける歩道橋を新築する計画ですが、道路内の建築制限の規定に抵触しているため、建築基準法第44条第1項第4号に定める許可を受けるものでございます。まず、はじめに法第44条の道路内建築制限について御説明いたします。スクリーンを御覧ください。法第44条第1項では、建築物は、道路内に建築してはならないこととされております。

しかしながら、同項第4号では、「公共用歩廊その他政令で定める建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの」についてこの限りでは無いとされております。なお、「公共用歩廊その他政令で定める建築物」は、施行令第145条第2項各号のいずれかに該当するものとしており、本計画は、短時間に集中して多数の生徒・教職員の移動が必要な学校において通行上安全に学校敷地内を行き来するためのものであることから、第1号の「学校等に供する建築物に設けられるもので、生徒等の通行の危険を防止するために必要なもの。」に該当します。

次に、法第44条第1項第4号の規定に基づく許可をするにあたっての、川崎市としての

許可基準を定めておりますので、その内容について御説明いたします。お手元の資料では2ページでございます。スクリーンを併せて御覧ください。許可基準の第1条では本基準の目的、第2条では公共用歩廊における許可基準を定めております。今回適用対象となる第3条では道路上空に設ける渡り廊下等の基準を定めており、許可については平成30年の技術的助言の「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について」によるものとされております。この技術的助言については、お手元の資料では3ページでございます。スクリーンを併せて御覧ください。技術的助言の中で、「許可に関して、警察署長、消防署長、道路管理者、特定行政庁からなる連絡協議会を設け、許可に関する事務の連絡や調整を十分に図られたい。」としております。

本案件におきましては、令和5年2月8日に連絡協議会を開催し、各関係部局の意見の一致を確認しております。このほか、構造等に関する基準がございますので、後ほど御説明させていただきます。

それでは改めまして、議案第3号の許可申請の概要について御説明いたします。お手元の資料では1ページ左側でございます。スクリーンを併せて御覧ください。申請者は、神奈川県知事 黒岩祐治。建築物の用途は、高等学校の屋根付きの歩道橋で道路上空の渡り廊下。申請場所は、宮前区有馬三丁目30番1の一部でございます。申請場所の地域地区ですが、第一種低層住居専用地域で、建蔽率50パーセント、容積率80パーセントでございます。そのほか、申請建築物の建蔽率等については、記載のとおりでございます。

次に、申請地の位置でございます。お手元の資料では、5ページでございます。スクリーンを併せて御覧ください。方位は、スクリーン上が北で、申請敷地は、スクリーン右下、赤枠で示した位置でございます。本件は、建築基準法第86条の規定による一団地認定を取得しております。学校敷地は現在、道路を隔てた2敷地からなり、オレンジ色で囲った範囲となります。なお、一団地認定区域はピンク色で囲った範囲となります。計画地北西側の、紫色の線が東急田園都市線でございます。申請地から西側に徒歩約20分の距離に鷺沼駅がございます。周辺の主要道路といたしましては、こちらの黄色の線が都市計画道路 国道24

6号線で、こちらの青色の線が都市計画道路 久末鷲沼線でございます。

次に、現況写真でございます。お手元の資料では6ページでございます。スクリーンを併せて御覧ください。写真1は、申請地を道路東側から撮影したもので、写真2は、申請地を道路西側から撮影したものとなります。写真の赤枠をしている部分が今回設ける上空通路の位置となります。次に、配置図でございます。お手元の資料では、7ページでございます。スクリーンを併せて御覧ください。スクリーン上が北となります。灰色のラインは市道有馬38号線となります。申請敷地は赤で着色した部分となります。青で着色した部分が歩道橋全体であり、一の建築物の範囲となります。申請敷地南側の黄色の範囲が、主に校舎のある敷地となります。申請敷地北側の緑色の範囲が、体育館及びグラウンドのある敷地となります。なお、ピンク色の範囲が、一団地認定区域となります。申請建築物の利用方法については、生徒及び教職員が申請建築物を行き来し、学校敷地内を移動するために利用します。

次に、平面図について御説明いたします。お手元の資料では8、9ページでございます。スクリーンを併せて御覧ください。スクリーン左上が北となります。階段については黄色矢印から出入りを行います。スロープ及び階段についてはピンクの矢印から出入りを行います。なお、スロープについては、資材を台車等で移動する際に使用することです。こちらが申請敷地となりますので、許可対象の建築物はオレンジ色で着色した部分となります。次に、立面図及び断面図についてです。お手元の資料では10ページから13ページでございます。スクリーンを併せて御覧ください。

道路の上空通路部分の最高高さは8.85mとなります。こちらが道路境界線となりますので、許可対象の建築物はオレンジ色で着色した部分となります。なお、電線、電話線等は十分な離隔距離を確保しております。

計画の概要については以上となりますので、施行令第145条及び技術的助言への適合状況の概要について御説明させていただきます。お手元の資料では4ページを御覧ください。なお、資料左側は施行令第145条について、右側は技術的助言について記載しております。スクリーンを併せて御覧ください。上空通路は、施行令第145条に適合する構造であり、

かつ、技術的助言の構造規定を満たすため、安全上支障のない計画でございます。

次に、主要構造部を不燃材料等で造ることで防火の基準に適合することから、防火上支障のない計画でございます。次に、排水設備等を設けることで衛生面の基準に適合することから、衛生上支障のない計画でございます。以上により、施行令第145条及び技術的助言をすべて満たす計画としております。

最後に、特定行政庁として許可相当と判断した理由ですが、お手元の資料の1ページ右側を御覧ください。申請者は、宮前区有馬三丁目30番1の一部において、神奈川県立川崎北高校の、道路によって隔てられた校舎と体育館及びグラウンドを行き来するために、建築物である屋根付きの歩道橋を新築する計画をたてました。この計画は、建築物を道路内に建築することから建築基準法第44条第1項の規定に抵触しています。しかしながら、本計画は、短時間に集中して多数の生徒・教職員の移動が必要な学校において、通行上安全に学校敷地内を行き来するためのものであり、

建築基準法施行令第145条第2項、第3項及び建築基準法第44条第1項の規定に基づく本市許可基準に適合します。したがって、本計画は学校の生徒等の通行の危険を防止するために必要なもので、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認め、建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可相当と判断しました。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(田村会長) それでは、どうぞ御自由に御意見、御質問があればお願ひしたいと思うんですが、私から確認事項が少しあります。技術的助言の最後のところ、川崎市の行政手続法第5条の基準だということですよ。

技術的助言の場合には、法定受託事務の処理基準と違って、市が内部決裁で基準とする手続をとらなければ基準にならない。法定受託事務のほうは、自動的に市の基準になるわけですが、その内部決裁手続を経て手続法第5条の基準にしているということでもいいんですよ。

(建築指導課 宍戸担当係長) はい、おっしゃるとおりでございます。

(田村会長) それからもう一点は、写真の映像で見ると現在もあるのですか。

(建築指導課 宍戸担当係長) 経緯を御説明させていただきますと、川崎北高校が開設した当時は歩道橋がなくて新たに造ったんですけど、そのときには建築物ではなくて屋根のない歩道橋を造っていたんですけども、やはり使っていく中で屋根がないと危険だということで、当時申請がない状態で屋根をかけてしまった経緯がございます。今回の許可と校舎が耐震改修をやるに当たって、仮設校舎も造るので、そういう許可を取得するに当たって、そういった違反の是正という形で、屋根を撤去して許可を受けるといふことにしておりますので、骨組みだけはどうしても残っている状態となっております。この時点で当時の無届けの手續の違反については、是正を解消したということになります。

(田村会長) 分かりました。

(大村委員) その写真で写っている歩道橋が建設されたのは、いつになるのですか。

(建築指導課 宍戸担当係長) こちらのほうは、昭和51年に学校開設と併せて歩道橋のほうを新設しております。歩道橋自体を撤去して、新たに屋根つきの新しいものを造ることになります。

(大村委員) では、構造的には新しく安全なものになって、建築物として造るといふ形になるんですね。

(建築指導課 宍戸担当係長) はい。

(大村委員) はい、分かりました。これは、階段だけなんですね、新たに造るのは。特にバリアフリー型で対応するというような形にはしていないわけですね。

(建築指導課 宍戸担当係長) 今回のものについては、階段とスロープはついているんですけども、居室がないということで、川崎市の福祉のまちづくり条例の協議はもちろんしているんですけども、居室がないということでこの形で適合というふうになっております。

(大村委員) では、エレベーターとかそういうものはつけないということですね。

(建築指導課 宍戸担当係長) 今回はつけないということになります。

(大村委員) はい、分かりました。車椅子はスロープを使うことになるのですか。

(建築指導課 宍戸担当係長) 車椅子を使用するには勾配がちょっときつくなっておりまして、道路の横断歩道も使えるようにはなっておりますので、車椅子の方はそちらを使うようなかたちになっております。

(大村委員) 分かりました。これからの時代、そういうのが必要なのかなと思ったもので。分かりました。

(建築指導課 宍戸担当係長) 恐らく設計のときに検討はされたと思うんですけども、今ある歩道橋と同じ位置に同程度の規模のものを造るという形になりますと、仮に勾配を造るというふうになると、さらに長い距離が必要になっていきますので、敷地が狭小ということ、あとはエレベーターをつけるときにはどうしても予算の関係とかもありますので、そういったところを県の教育委員会さんのほうで検討されて、今回このような設計になったものというふうに思っています。

(大村委員) はい、分かりました。

(本橋委員) この屋根は、歩道橋の上の部分だけなんですか、階段のところとかも全部つくんですか。何かスロープのほうは屋根がついているみたいなんですけど。

(建築指導課 宍戸担当係長) スロープと階段のほうは屋根がつくんですけども、階段単独のほうは屋根がつきません。

校舎から濡れずに行けるというところで、そちらの階段だけのほうは校舎と直接接続はしていないんですけども、スロープつきのほうは校舎と道路をまたいで、階段の入るところと階段を下りたところの先のところにも渡り廊下という形で、この許可とは別で増築をする予定になっておりますので、どうしてもこの経路が取れるのがここだけなので、今回はこちらのほうだけに屋根を設置しているという設計になっております。

(本橋委員) では、学生と職員、さっき何か荷物の搬送だけはスロープのほうを使うということですけど、別に学生とか教員とかも濡れずに行こうと思ったら、別にスロープを使ってもいいということなんですか。

(建築指導課 宍戸担当係長) おっしゃるとおり、スロープとその横に階段もついておりますので、両方使えるようになっております。

(本橋委員) ありがとうございます。

(田村会長) いかがでしょうか。他に何かございますか。よろしいですか。

それでは、許可して差し支えないという扱いでよろしいでしょうか。

(はい)

(田村会長) それでは、本案件につきましては、許可して差し支えないものといたします。次の議題をお願いいたします。

— 関係人 3 名退室 —

(司会) はい。それでは、次第 2 の報告案件に入らせていただきます。

包括同意基準による建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可についての報告でございます。

それでは、建築審査課 菊永担当係長、説明をお願いします。

(特定行政庁 建築審査課 菊永担当係長) はい。それでは、説明させていただきます。

それでは、建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定に係る、包括同意基準による許可の報告をいたします。今回の報告件数は、包括同意基準第 5 条に該当する案件が 4 件でございます。申請者・申請場所・面積等の概要は、(1) 報告資料の 4 ページ、5 ページに記載のとおりでございます。

資料右上の番号 1 を御覧下さい。包括同意基準第 5 条に該当する案件でございます。

申請敷地は、川崎市宮前区馬絹 1 丁目 1899 番 31 で案内図の赤く示した部分となります。緑色の部分が省令第 1 0 条の 3 第 4 項第 3 号の規定による通路、茶色の部分が建築基準法の道路でございます。

こちらが配置図でございます。緑色で示す部分が省令第 1 0 条の 3 第 4 項第 3 号の規定による通路の範囲でございます。有効幅員が 1.8 m 以上あり、包括同意基準第 5 条に適合する通路となっております。申請敷地はこの通路に 2 m 以上接して一戸建ての住宅を建築す

るもので、同基準に適合しております。

以降、お手元の資料の右上の番号2から4につきましても、同様に、包括同意基準第5条に適合するものとなっております。

報告は以上でございます。

(田村会長) それでは、報告案件でございますが、この場で何かもしあれば。

よろしいですか。

もし、以後何かございましたら、いつでも報告案件は答えていただけるという扱いにしておりますので、どうぞ遠慮なくお申し出いただければと思います。報告案件については以上ということにしたいと思います。

それでは、次の審査請求に関する協議について、お願いします。

(司会) はい。それでは、特定行政庁と幹事の建築指導課長は、ここで退出していただきます。

— 特定行政庁（指導部長、建築指導課長、建築審査課及び建築指導課）退出 —

(田村会長) それでは、次の審査請求に関する協議について、お願いします。

(司会) はい。それでは、幸区古市場に係る審査請求に関する裁決協議になります。大瀬担当係長から御説明させていただきます。

(まちづくり調整課 大瀬担当係長) はい。それでは御説明いたします。

— 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第4条の規定により非公開 —

(田村会長) それでは、これで、本日、予定しておりました議題は終了いたしました。その他に、事務局から連絡事項等がございますか。

(司会) 事務局からは1点ございます。

次回、令和5年度第3回建築審査会の開催についてですが、6月19日月曜日午後2時から、本日と同じ場所で平成31年提起古市場審査請求の口頭審査を予定しております。詳細は追って通知させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

(田村会長) それでは、これもちまして、「令和5年度第2回川崎市建築審査会」を閉会させていただきます。委員の皆様、どうもお疲れさまでした。

－ 閉 会 －